大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十四年二月二十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　（仮称）ＪＡならけん総合施設建設計画

所在地　橿原市常盤町六〇五－一ほか

二　橿原市から聴取した意見の概要

1　開発行為許可関係

(一)　建築物の建築については、建築基準法、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例及び省エネルギー法に基づき、事前に手続きを行うこと。

(二)　開発工事及び建築工事が建設リサイクル法による届出対象となる場合は、事前に届出を行うこと。

(三)　平成二十四年一月十二日に開催した開発事前協議会において指示があった関係各課と協議を継続し、開発事前協議書を締結すること。協議書締結後、橿原市開発指導要綱第四条第二項の規定により市長との間で協定を取り交わすこと。

2　教育関係

(一)　開発区域は、幼稚園、小学校及び中学校の園児、児童及び生徒の生活圏であるため、工事中及び開店後の物資搬入においては警備員を配置する等、登下校を含めた安全に万全の配慮をすること。

（登校時間　七時三十分から八時二十分まで　下校時間　午後二時三十分から午後四時三十分まで）

(二)　特に休日夜間等に青少年等の「たまり場」にならないよう留意し、青少年の健全育成に協力すること。

(三)　今後、周辺の幼稚園、小学校、中学校及びＰＴＡ等より何らかの意見、要望等が出てきた場合には、現時点において予測できる問題であるかどうかにかかわらず、その都度誠意をもって話し合い、善処すること。

3　その他

大規模小売店舗立地法第四条第二項の規定に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を遵守すること。

三　縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

四　縦覧期間

平成二十四年二月二十一日から同年三月二十一日まで

五　縦覧時間

午前九時から午後五時まで